



(発行)

*働きやすい職場をめざす

(連絡先) ルネサス武蔵の会

*東村山市恩多町3-11-18 谷口利男

*電話・FAX ; 042-394-0937

*メール:musashinet@jcom.home.ne.jp

*要望・意見を気軽にお寄せ下さい。

労働者との個別協議は実施された？

処遇も悪くされ、これで安心できるか！

4月1日、関係する社員を「労働契約承継法」で、RSD(資本金3億円)、REG(資本金5000万円)の子会社に転籍させられる事で処遇も悪くされ、「個別協議」も行われ無いままとなっています。

異議をとなえるユニオン組合員5人が東京労働局に申出を行い、3月6日しんぶん「赤旗」で報道されました。(裏面を参照) 経過を整理すると、
①1月28日(水)開催の臨時取

- ② 締役会で吸収分割が決議された。該当者に2月2日付けの「通知書」が6日頃から手渡された。
- ③ 2月10日付で労働者の「事前協議の申し入れ」に対して、会社は、13日付で「貴殿との当該事前協議は既に実施済みであり、今般改めて実施する必要はないと考えます」との回答書を届けた。
- ④ 2月16日付で労働者の「異議

三択での質問が個別協議と言えるのか！

会社が言う事前協議の実態は、

- の申出書」に対して、会社は、7日付で「受領する必要はないと判断する」との回答書を届けた。
 - ⑤ 2月19日付で労働者は不受理の会社回答を受け書留で「異議の申出書」に対して、会社は、2月24日付で「受領する必要はないと判断する」としたが、会社分割契約書等の書面の写しを本回答に添付するとした。
- 「この写しで子会社の資産が少なくな大変な状況が判明しました。」

上長からのメールでも個別面談でも同様の三択選択(勤務地、転籍、キャリアなど)で回答するもので、面談した上長に説明を求めたら組合に聞いてくれと言う状況です。これでは「協議」と言えるものではありません。

商法附則5条の協議を求める

労働契約承継法では、商法附則5条に定める「異議の申出」が認められており、個人から出された場合には開始すべきであり、不履行であれば違法となります。

厚労省と経産省に要請行動

3月30日(月)には、電機の人減らしリストの実態を踏まえた全労連・東京地評と電機情報ユニオンが共同して、厚労省と経産省に地域経済と雇用を守る要請行動を展開します。

・3月31日(火)にルネサス本社と「第9回目の団交」が行われます。

労働局の助言・指導に従わない場合は、紛争調整委員会でのあつせんとなつてきます。労働局で不調に至った場合は、裁判所への提訴との選択が必要になります。

困ったこと心配ごとの相談は、**電機・情報ユニオンへ**
電話 ; 03-6450-1777
<http://www.denki-joho.jp/>

15年春闘、統一闘争が重要電機の水準とに格差！

15春闘では、他社と比較して高い営業利益率12%を達しているのに「電機連合の統一闘争である6000円ベア要求」を見送りました。

さらに、初任給や産業別最低賃金も水準改善要求もせず、統一闘争で比較されているポイント賃金も改善を要求しない為、大幅な格差が生じています。

	ルネサス	電機連合	格差
開発・設計職	299,500	310,000	-10,500
製品組立職	247,400	290,000	-42,600

こうした事に職場から不満が出されており、今後、一時金の大幅な格差、RELに対してRSDやREGとの賃金格差是正を実現させる事が求められています。

いよいよ始まる賃下げ

昨年の秋、労働条件の大改悪によって、私たちの基本月収は一律に7.5%をカットされ、さらに賃金レンジ自体の引き下げと格付けの相対的低位移動、家族手当等の廃止によって、平均で10%程度の月収低下となりました。この3月まではモラトリアム期間となっていて、賃下げの影響は最小限に抑えられています。4月からはいよいよ月収の大幅減が待っています。しかも春闘では、労組の方から降給も含めた賃金体系の維持を要求し、一時金さえ前を下回る2.7か月の要求に留まっています。武蔵の裁量勤務者の残業時間は月平均40時間近くに達していますが、4月の給与明細はきっと「頑張るのがばかばかしい」と言う気分を運んで来るとは違いありません。

(投稿)



3月5日、厚労省で記者会見するユニオン

東京労働局に助言・指導を求める！
3月5日（木）電機・情報

ユニオンは、現職の組合員と一緒に、会社分割による労働者の雇用承継にかかわる手続きで、事前協議がされていないという重大な手続き上の瑕疵（かし）について、厚生労働省での記者会見と東京労働局への助言・指導を求める申立てを行いました。

厚労省で記者会見！

13時からの会見では、朝日・読売・毎日の大手マスコミやNHKと共同通信社としんぶん「赤旗」が参加し、熱心に質問や個別取材をしました。

「赤旗」は翌日に5段見出しで「雇用承継手続きに問題」と大きく報道しました。

米田徳治委員長は2月12日に実施した法務省と厚生労働省との聞き取りで、担当者から「手続き上の瑕疵にあたる」と指摘されたことも明らかにしました。

労働局に申出票提出

15時からの東京労働局への助言・指導を求める申出票に対して、担当官から現職の労働者に対して、会社からの「協議」されたとする内容についても聞き取りがあり、労使協議されている時期に社内メールが届いたり、個別面談でも上長から三択の質問を受けて自分の考えを回答したり、面談できない場合には、歩きながら意向を聞いたたりされた事実を伝えました。

ユニオン組合員はいずれも子会社への転籍を断っており、とても協議された事実はありませんでした。

その後、準備室の発令や臨時取締役会の開催、「通知書」の発行などが行われた事実を明らかにしました。

絵手紙で「挨拶



休憩室

◆「大震災から四年」

進まない復旧・復興
早い取組みが必要だ

◆「知らなかった？」

閣僚に献金問題が次々
知らなければ良いのか

◆「中学生への事件」

むごい殺傷事件
大人の関わりも大切

◆「過去の総括が必要」

独メルケル首相の発言
日本に取っても重要

編集後記

武蔵事業所は、2005年に建設された当時と比較しても想定外となる社員数となります。現在でも時間帯によって「トイレ難民」が発生しているとの苦情が届きました。厚生労働省の事務所衛生基準規則では「小は30人に1個、大は60人に1個」なので、計算上は大幅な不足状態と言えます。この規則には罰則が無いとはいえ、常識的には急ぎトイレの増設などの改善に着手すべきではないでしょうか。

(T)